

よこはまウェルネスパートナーズ設立趣意書

平成 30 年 5 月 31 日制定

平成 30 年 7 月 18 日改正

1 設立趣旨

横浜市では平成 25 年に健康増進計画である「第 2 期健康横浜 21」を策定し、生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を行うことで、市民の健康寿命を延伸することを目標としています。また、昨今、超高齢社会及び人口減少社会が進展する中で、医療・介護給付費等の社会保障費の伸びの抑制が喫緊の課題となっています。

一方、本市では経営的な視点から従業員の健康増進に取り組む「健康経営」を推奨しており、平成 28 年度には横浜健康経営認証制度を創設するなど、市内企業等への健康経営の普及啓発に力を入れています。

このような市民の健康増進及び健康経営を強力に推進していくためには、本市内におけるヘルスケア産業(健康関連産業)の育成・発展が不可欠であり、本市では平成 28 年度「LIP. 横浜(横浜ライフイノベーションプラットフォーム)」を立ち上げ、健康・医療等の分野の持続的なイノベーションを生み出すことを目指しています。また、国レベルでも同様に、経済産業省は健康寿命の延伸分野の市場創出及び産業育成を検討する「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置を各自治体に推奨しているところです。健康関連ビジネスの市場は今後、国内だけにとどまらず世界中で伸びていくことが期待されており、本市内の企業が参入機会やビジネスチャンスを見逃すことがないよう情報共有などを積極的に行うことが求められています。

こうした中、この度、横浜市を中心とした地域において民間事業者、医療関連機関、支援機関、自治体等が結集し、健康経営の推進及び健康関連ビジネスの創出等を具現化するためのオープンなネットワークである「よこはまウェルネスパートナーズ」を設立します。

2 名称

このネットワークを「よこはまウェルネスパートナーズ」と称する。

3 目的

横浜市を中心とした地域で健康経営の推進及び健康関連ビジネスを創出することにより、ヘルスケア産業を振興し、市内経済の活性化及び市民の健康寿命の延伸を目的とする。

4 会員等

よこはまウェルネスパートナーズは、設立の趣旨に賛同し、会員となった事業者・団体等によって構成する。なお、会員を次のとおり区分する。各会員は 2 つ以上の区分に登録することもできる。

また、横浜市医師会を特別会員とする。

(1) 実践パートナー

横浜健康経営認証事業所等の健康経営を実践する市内企業・事業所

(2) サービスパートナー

健康経営・健康関連サービスを開発・提供する市内外の企業・団体等

(3) 支援パートナー

実践パートナーやサービスパートナーの活動を支援する市内外の企業・団体等

(4) メディアパートナー

取組みに関する情報を内外に発信する市内外の企業・団体等

5 会費

会費は無料とする。

6 活動内容

よこはまウェルネスパートナーズは次の事業を実施する。

(1) セミナーの開催

セミナーなどにより健康経営実践事例等の情報共有を行う。また、市内企業への健康経営普及促進の取組を行う。

(2) 健康経営・健康関連サービス及び製品の開発等支援

健康関連サービス等の開発に向けた企業間連携、産学官連携、実証実験の場などのマッチングを支援する。

(3) 情報提供

健康経営推進や健康関連ビジネスの創出に役立つ情報をメールで配信する。

(4) その他

(1) から (3) までの事業のほか、設立趣旨、目的に合致する事業を実施する。

7 位置づけ

よこはまウェルネスパートナーズ及びその取組は、次の位置づけとします。

(1) 横浜市健康福祉局が取り組む「健康横浜21」の一環とする。

(2) 横浜市経済局が取り組む「LIP. 横浜」の一環とする。

(3) 経済産業省が推奨する「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」とする。

8 事務局等

よこはまウェルネスパートナーズの事務局は、横浜市（健康福祉局保健事業課及び経済局ライフイノベーション推進課）、（公財）横浜企業経営支援財団及び（公財）横浜市体育協会が行う。

なお、会員内における会長や議長等は設定しない。

9 その他

(1) 会員の入会および退会の届け出に関する手続き、その他よこはまウェルネスパートナーズの運営に必要な事項については、必要に応じて事務局が別に定める。

(2) 会員名（企業・団体名）は横浜市の HP 等で公表するものとする。公表を希望しない場合は申し出ることができる。

(3) 本設立趣意書の改正は、会員の意見を参考に事務局が行う。